

介護保険施設での食費及び居住費の負担限度額の御案内

施設サービスをご利用時の食費・居住費の減額について

<介護保険負担限度額認定とは>

介護保険では、介護保険施設サービスをご利用時の食費と居住費について、負担限度額(自己負担の上限額)が定められています。申請をして一定の要件を満たした方を対象に、介護保険負担限度額認定証を交付します。認定証をサービス利用時に施設へ提示することで、食費と居住費の減額を受けられます。

<負担限度額認定の対象者と費用負担>

負担限度額(単位:円/日)

		基準費用額 (日額)	負担限度額(日額)※【 】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,545 円	300 円【300 円】	390 円【600 円】	680 円【1,030 円】	1,420 円【1,360 円】	
居 住 費	多床室	特養等	915 円	0 円	430 円	430 円	530 円
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697 円	0 円	430 円	430 円	530 円
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437 円	0 円	430 円	430 円	430 円
	従来型	特養等	1,231 円	380 円	480 円	880 円	980 円
	個室	老健・医療院等	1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
		ユニット型個室的多床室	1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
		ユニット型個室	2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,470 円

利用者 負担段階	主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者		1,000 万円(2,000 万円)以下
第2段階	・世帯全員	年金収入金額+合計所得金額が 82.65 万円以下	650 万円(1,650 万円)以下
第3段階①	が市町村民	年金収入金額+合計所得金額が 82.65 万円超~120 万円以下	550 万円(1,550 万円)以下
第3段階②	税非課税	年金収入金額+合計所得金額が 120 万円超	500 万円(1,500 万円)以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

※以下のいずれかに該当する場合、負担限度額認定証の交付対象になりません。

- 住民税非課税世帯であっても、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
- 住民税非課税者であっても、預貯金等が資産の基準を超える場合

適用期日

認定証の交付を受けた場合は、申請のあった日の属する月の初日から減額の適用となります。